

※法律で、廃棄物は事業者自らが適正に処理しなければならぬと規定されています。分別区分など詳しくは、処理事業者を確認するか、市ホームページの「事業系廃棄物の減量適正処理の手引き」をご覧ください。

混入例

事例1
 売れ残った食料品がプラスチック製容器に包装されたまま大量に混入している。

トレーやラップ類は「廃プラスチック類」として分別排出し、食品廃棄物は、食品リサイクル法に基づく再生利用等をしてください。

事例2
 金属製やプラスチック製の製品部品など、明らかな産業廃棄物が混入している。

少量しか発生しない製品部品も適正に分別排出してください。

事例3
 リサイクル可能な紙類が可燃物に混入している。

リサイクルできるものは市の清掃工場には持ち込みできませんので、資源化処理事業者でのリサイクルに努めてください。

事業者の皆さまへ
市の清掃工場に産業廃棄物の持ち込みはできません
 事業系一般廃棄物の適正排出を推進するため、市の清掃工場では搬入物検査(展開検査)を実施しています。搬入禁止品である「廃プラスチック類」、「金属くず」などの「産業廃棄物」が「一般廃棄物」に混入しないように適正な分別と排出をお願いします。

家庭ごみと事業系ごみでは分別や排出方法が異なります!



**ご家庭で使用された
冷蔵庫・冷凍庫の
処分方法**

冷蔵庫・冷凍庫は市で収集・処理ができません。販売店で回収してもらうか、最寄りの郵便局でリサイクル券を発行してもらい、指定引取場所へ持ち込んでください(リサイクル料金等が必要)。
 なお、手続きの際には、「メーカー名」型番号と**冷蔵庫・冷凍庫の内容積(全定格内容積)**が必要です。
 詳しくは、市ホームページをご覧ください。



型番号等は冷蔵庫扉の内側などに記載されています。(メーカー・機種により異なります)

登録受付および交付窓口
 ごみ減量推進課、各支所、市民協働推進課、ライフパル、中央・東部・西部・南部・南大分公民館
 詳しくは、市ホームページをご覧ください(537-5687)へ。

**ごみ拾いパートナー
登録制度をご存じですか**

地域の環境美化への取り組みとして、ごみ拾いパートナー登録制度があります。この制度に登録することで、ごみ拾いをする人が使用できるボランティア専用袋(45・20・10リットル)の交付を受けることができます。



**「廃棄物処理施設使用料」および「一般廃棄物処理手数料」を
4月1日(水)から改定します**

廃棄物処理施設使用料
 福宗環境センター・佐野清掃センターへ直接持ち込んだ場合

区分	現行の使用料	改定後
一般家庭から生じた廃棄物(家庭ごみ)	20kgまでごとに 70円	10kgまでごとに 35円
事業活動に伴い生じた一般廃棄物(事業系ごみ)	20kgまでごとに 200円	10kgまでごとに 100円

詳しくは、清掃施設課(☎537-5659)へお問い合わせください。

一般廃棄物処理手数料

有料収集を依頼した場合

区分	現行の手数料	改定後
粗大ごみ・大型家具等 ※軽貨物自動車(0.35トン積み)相当量以下	1回につき 2,180円	1回につき 1,960円
犬・猫の死体 ※野良犬・野良猫等は無料で回収	1体につき 540円	1体につき 710円

詳しくは、清掃業務課(☎568-5763)へお問い合わせください。

**大型ごみ・一時的多量ごみは
有料で収集します**

45リットルのごみ袋に入らないものや引っ越し等で多量に出たごみは、ごみステーションに出すことはできません。処理施設へ直接搬入しない場合は、ご自宅までお伺いして有料で収集しますので、お住まいの地域の清掃事業所へ事前に予約してください。
 ※処理施設へ直接搬入する場合は、施設使用料がかかります。

●事前予約が必要です
 多量の場合は、事前に下見をして料金・収集日を決めることもできます。

●料金は品目・量をお伺いして決めます
 最低料金は、2180円からとなります。
 ※4月1日(水)より1960円からに改定します。

●収集車への積み込みが可能な場所へ出してください
 建物の中からの搬出はできません。

●祝日の収集も受け付けています
 (土・日曜日は除く)
 年末・年始はお問い合わせください。

申込み先

- 東部清掃事業所 ☎523・0322
- 西部清掃事業所 ☎541・5473
- 佐賀関支所 ☎575・1122
- 由布大分環境衛生組合 ☎583・0862

